

第118回人口・社会統計部会（書面開催）議事結果

1 日付 令和3年1月13日（水）～ 1月25日（月）

2 審議参加者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

畑本 郁彦（日本内航海運組合総連合会調査企画部副部長）

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室：内田室長ほか

【事務局】

統計委員会担当室：萩野室長ほか

政策統括官（統計基準担当）付審査官室：中村参事官、宮内国際統計企画官ほか

3 議事 船員労働統計調査の変更について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和3年1月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、できる限り遠隔開催により行う。特に、特定都道府県において実施するものについては、遠隔開催以外は開催しないものとする。」と定められたことに伴い、第118回人口・社会統計部会は書面開催として行われた。

今回は、調査実施者から申請のあった変更点及び公的統計の整備に関する基本的な計画等に記載された課題の検討状況について審議が行われたが、いずれも結論を得られなかった。このため、再度部会を開催し、継続して審議を行うこととされた。

なお、これまでに委員等から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり。

第 118 回人口・社会統計部会

配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	津谷 典子
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 3	1-5	<p>調査事項を現行の「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することについては、予備調査の結果（6月に限定した現行の設問ではこの報酬全体をきちんと捉えられないという結果）に基づいた変更であり、適切であると考え。ただ、この変更が第1号調査のみを対象としており、第3号調査については変更が計画されていないことには今一つ納得がいかない。既に第2号調査では「漁業期間中に支給した報酬の合計額」として1年間の特別な報酬にほぼ相当する情報が収集されていることもあり、第1号調査のみならず第3号調査でも同様の変更を行うことにより、より一貫性のある有用な情報を得ることができるのではないかと。説明（資料3の5頁）によると、第3号調査の対象である引船、はしけ、官公署船のうち、前者の2つについては国民経済計算の推計の基礎資料として活用されているが、官公署船はSNA推計に使われていないので、（設問の変更により生じる）官公署船についての報告者（のみ）の負担を考えて、第3号調査については変更しないということであるが、この説明はあまり説得力を持たないように思う。この際、第3号調査についても、第1号調査と同様の変更を行うべきと考える。</p>	<p>一般船舶（第1号調査）の調査は国土交通大臣が指定した船舶に乗り組む船員別に報酬額等の調査を行っているところですが、特殊船（第3号調査）の調査は事業者が所有する船舶分の合計値を調査しています。特別に支払われた報酬を年間分の調査事項に変更することになると、調査票作成にあたって、所有する特殊船に乗り組むすべての船員について「船長及び職員」、「部員」毎及び「うち女性船員」、「うち外国人船員」毎に年間の特別に支払われた報酬額を新たに報告者が集計する必要があり、報告者からも作業負担が生じることの懸念を頂いたことから、今回の変更では、調査項目の変更を見送ったところです。他方、ご意見を踏まえ、第3号調査の報告者に対して負担感等のヒアリングを行うなどの検討をして参りたいと考えます。</p>
資料 3	10-12	<p>第1号調査について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討するという基本計画における課題について、引き続き現行どおり船舶を単位とした標本設計により調査を実施するとのことであるが、予備調査から得られた多くのデータを用いて説明がなされているが、そのポイントが今一つ明確でないように思う。基本計画にお</p>	<p>事業者を単位とした標本設計については、適切な層化基準の設定ができ、標本設計の確立が可能であるかを検証することを目的として、事業者規模を表す指標と事業者における報酬の相関を見いだすため、資本金と報酬の及び船員（及び従業員）と報酬のそれぞれの相関分析を行ったところですが、結果として、いずれも相関がみられず、層化基準の設定</p>

		<p>る今後の課題は重いものであり、変更を行うことにより重大な課題・支障が生じるということでもない限り課題への前向きな取り組みが望まれる。示された説明では、現状維持する（変更を行わない）ための理由が前面に出されているように感じる。</p>	<p>は困難であると結論を得たところです。</p> <p>そのような中、標本設計を行ったとしても、適切な設計が行えず、結果として報告者数の増加や、統計数値の不安定化を惹起すると考えます。なお、基本計画における指摘事項である事業所単位の標本設計について、基本計画策定時の審議（第2回国民生活・社会統計ワーキンググループ会合（平成29年7月7日）。詳細については、「別添」における赤枠内を参照。）では、船舶単位の標本設計が有用である可能性も指摘されつつ、賃金を正確に把握するためには船舶をサンプリングユニットにするのが適切か、若しくは事業所でサンプリングして調査した方が適切かを検討すべきという背景のもと、課題としてとりまとめられていると承知しています。</p>
資料3	12-13	<p>第1号調査について、定期的に（例えば5年に1度）悉皆調査を実施することを検討してはどうか。予備調査も悉皆で実施されており、多くの興味深い情報が得られている。悉皆調査を実施することでデータ規模が大きく増加することにより、調査データを用いたクロス集計を含む集計結果の安定性が増し、さらに勤続年数などの新しい設問も加えることができる。これにより、「賃金構造基本調査」などの陸上労働者を対象とした類似した調査との比較可能性が増し、本調査の価値と有用性が向上することが期待できるのではないか。</p>	<p>これまで母集団調査は、第1号調査の標本設計を見直し、統計精度の一層の向上を図ることを目的に、直近から過去5回では、平成5年、平成13年、平成20年、平成25年、令和元年（「船員労働統計予備調査」として実施）に実施してきました。</p> <p>令和元年に実施した「船員労働統計予備調査」の結果から様々な分析が可能となったこと、また、悉皆調査による統計精度向上も期待できることから、今後、検討して参りたいと考えます。</p> <p>また、母集団調査の在り方については、国土交通省から総務省への申請資料（資料1-2「船員労働統計調査における課題等への対応について」30頁）において記載しているとおり、今後の検討課題として位置付けています。</p>

委員等お名前	川口 大司
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 2	2	今回提案されている賞与等の聞き方は賃金構造基本統計調査と同様の ものであり適切だと考える。特に毎月勤労統計の分析より 12 月にもピ ークがあることを踏まえるとこの変更は適切である。もっとも調査年 次が決まって支給する給与とずれてしまう点については、公表の際に 注意を喚起する必要がある。	調査項目の変更に伴う集計事項の変更点及び留意点については、ホー ムページや公表資料に掲載し、周知を図りたいと考えます。
資料 2	3	本調査の個票は学術的にも貴重なものである。個票の 2 次利用の要望 にもしっかりと対応してほしい。	調査票情報の 2 次的利用に係る申出については、今後も引き続き適切 に対応して参ります。
参考 1	14	船員派遣についての言及があるが、派遣船員の賃金は捕捉されている のか。派遣元で捕捉されているとすると派遣先との接合は可能か。	派遣船員については、船員労働統計調査において調査の対象としてい ます。

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 3	5	「国民経済計算の推計の基礎資料として活用されていない用途(官公署 船)の報告者に係る負担面を鑑み」特殊船(第 3 号調査)の調査事項の 変更はしないとしているが、報告者に係る負担とはどのようなものか、 具体的に示して欲しい。	一般船舶(第 1 号調査)の調査は国土交通大臣が指定した船舶に乗り組 む船員別に報酬額等の調査を行っているところですが、特殊船(第 3 号 調査)の調査は事業者が所有する船舶分の合計値を調査しています。 特別に支払われた報酬を年間分の調査事項に変更することになると、調 査票作成にあたって、所有する特殊船に乗り組むすべての船員について 「船長及び職員」、「部員」毎及び「うち女性船員」、「うち外国人船員」 毎に年間の特別に支払われた報酬額を新たに報告者が集計する必要が あります。

資料3	10	<p>「事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する」という課題について、「事業所単位とすると、電子化及び合計値の計算に係る負担が過度に増加する」とあるが、具体的な負担・問題点について示して欲しい。</p>	<p>報告者が調査票を作成するにあたって基礎資料は様々なものがありますが、船員労働統計調査における労働時間については、船員法に基づき、船舶に備置することが定められている船内記録簿から作成しているケースが大半でした。当該船内記録簿に関して、報告者へのヒアリングを行ったところ、電子化せず紙媒体のまま船内に備置しており、調査対象となり、調査票を作成する都度、船舶から船内記録簿をとりよせ、調査票に転記しているケースが一定数あったことから、事業所単位とすると、労働時間に係る調査事項への回答作成にあたっては、紙媒体の船内記録簿を電子化する、または所有隻分の紙媒体から合計値の計算をしなければならなくなる等、負担が過度に増加するという意見も挙げられています。</p>
資料3	7、15	<p>p.7 で船員労働統計を基幹統計として実施することの重要性を述べているが、p.15 では「今後実施する母集団調査(概ね5年周期で実施する一般統計調査)」とある。母集団調査を基幹統計と一体として実施することが統計改善の観点から望ましいように考える。そのような変更は検討しないのか、検討しないとしたらその理由について説明をして欲しい。</p>	<p>これまで母集団調査は、第1号調査の標本設計を見直し、統計精度の一層の向上を図ることを目的に、直近から過去5回では、平成5年、平成13年、平成20年、平成25年、令和元年（「船員労働統計予備調査」として実施）に実施してきました。</p> <p>母集団調査と基幹統計と一体的な実施については、今後、検討して参りたいと考えます。</p> <p>また、母集団調査の在り方については、国土交通省から総務省への申請資料(資料1-2「船員労働統計調査における課題等への対応について」30頁)において記載しているとおり、今後の検討課題として位置付けています。</p>

委員等お名前	畑本 郁彦
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料2	1	<p>今回、1号調査において、6月に支払われた特別な報酬から昨年1年間に特別に支払われた報酬に変更することに対して同意いたします。一方で、船員の報酬を把握するという観点からは、月々支払われる給与に関しても、6月だけでなく、年間で平均したもの又は年収を調査すべきと考えられます。その理由として、内航船員は、通常、3か月乗船して1か月休暇というサイクルを繰り返しており、労働月と休暇月との給与に大きな差があるためです。これは、船員の給与形態の特殊性として、乗船中には航海日当等といった基本給以外の特別な手当が支払われることが原因です。しかし一方で、内航海運業界では、組合組織に加盟している会社が少なく（2割程度）、組合組織に加盟していない事業者では、組合組織に加盟している事業者のように航海日当等といった分かりやすい項目を定めていない場合があり、同じ項目においても金額が異なる場合があります。このため、これらの偏差要因を排除する意味からも、乗船中・休暇中を含んだ形で平均的な月収を求めなければ、陸上労働者との比較が困難と考えられます。</p>	<p>年間報酬については、資料3「国土交通省 説明資料」8頁に記載しているとおり、国土交通省としても、把握の実現に向けて検討を進めて参りたいと考えています。</p> <p>当該検討にあたっては、頂いたご意見も踏まえて進めて参りたいと考えております。</p>
資料2	3	<p>「第1号調査の抜本的な見直しの検討」についての要望</p> <p>内航海運業界では中小零細事業者が多くを占めることから、事業者単位の標本設計の採用に関しては、難しい部分があると思われませんが、船員統計データの充実によって、より説得力のある船員政策等が行えるものと考えられることから、全数調査（できれば毎年）も含めた抜本的な見直しを行っていただくと幸いです。これによって、正確な統計値が得られ、海事政策の一助となり、なかなか進んでいない船員不足の解消にも繋がるものと考えられます。</p>	<p>現行の調査票により毎年全数調査を行うことは、報告者負担面及びリソース面から困難であると考えますが、母集団調査の在り方を含めて、より行政内外に活用される統計を目指し、統計データの充実に向けて検討を進めて参ります。</p>

委員等お名前	萩野 覚
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
参考1	2	<p>第158回統計委員会におきまして、川崎委員から、「本統計の目的や利用状況を踏まえて、本調査における調査対象の範囲や母集団情報が適切に設定されているかどうか、例えば、日本人船員の乗船している外国船籍の船舶を調査対象に含めるべきか否か、GDPに用いるのであればどこまでカバーできているのか等についても、ご議論いただきたい。」との意見が表明されました。この点、日本企業の便宜置籍船で働く船員は、我が国船員数における外航船員数に含まれており、日本籍船と便宜置籍船の双方で働く可能性があります。また、国際収支統計では、日本企業が便宜置籍船とした外国船籍の船でも日本企業が運航する船舶は居住者として扱っています（IMF国際収支統計マニュアル第6版4.136が根拠）。こうした点を踏まえると、便宜置籍船で働く日本人船員の賃金についても調査の対象とすることが、J S N Aでの統計データの活用や、船員労働統計の体系的整備の観点から適当であると考えられます。このように、日本企業の船員について船の国籍を問わず調査の対象とする場合、現行のように船を単位として便宜置籍船を排除する形から、事業所を単位とする形に変更することによって、便宜置籍船も含め包括的に統計的把握を行うことが適当になる可能性があります。こうした点について、中長期的な観点から議論していただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>便宜置籍船に乗り組む日本人船員の給与水準は、日本籍船に乗り組む日本人船員と差違はないと考えられるため、船員労働統計と行政記録情報を活用することにより、推計は可能であると考えます。</p> <p>便宜置籍船を調査対象に加えることは調査の概念を大きく変えるため、直ちに変更することは困難であると考えますが、川崎委員のご意見を踏まえ、日本銀行や内閣府と意見交換させていただきたいと思ひます。</p>

第2回国民生活・社会統計ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 平成29年7月7日（金）14:00～16:10

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（座長）、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子

【審議協力者】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、神奈川県、奈良県

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）：澤村統計審査官、宮内企画官

4 議 事

（1）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

（2）その他

5 議事概要

（1）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

ア 労働力調査

事務局及び総務省統計局から資料1に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・失業者の定義等の見直しについては、現場としてはスムーズに移行してもらうことが重要なので、よろしく願いしたい。
- ・調査対象者に、失業者の定義等の見直しを分かりやすく説明するようお願いしたい。
- ・失業者の定義等の変更を統計利用者に情報提供をしてもらいたい。

《座長のまとめ》

→失業者の定義等が変更となるので、統計利用者への分かりやすい情報提供をお願いしたい。基本的な考え方（案）のとおりで整理したい。

イ 労働統計の改善（労働力統計と毎月勤労統計）

事務局、総務省統計局及び厚生労働省から資料2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・米国のBLS（労働統計局）は、日本とは比べものにならないほどのインフラがあるので、目指すところが高すぎると先に進まない。現時点で、労働力統計と毎月勤労統計において実現できることを考える必要がある。両統計の違いなどをどう表記するかといった点について、専門家の研究会を立ち上げて検討していただくのが良い。
- ・両統計の有機的な統合をどのように実現するかは難しい課題である。まずは、両統計において、何ができそうかといった観点から、検討することが重要である。
- ・両統計調査の調査項目は、かなり異なっており、労働時間ぐらいいし重複していない。米国では世帯統計と事業所統計で調査項目がかなり重なっているため、有機的な統合が成り立つのではないかと思う。公表の仕方だけで問題が解消できるものではなく、調査項目の設計のところから、賃金をどう捉えるかを考える必要があるのではないか。
- ・委員意見の背景は、日本の統計が縦割りであるため、公的統計として横割りで有効利用できないかということかと思う。それをどこまで実施できるかは、調査実施部局と相談しながら現実的な対応を考える必要がある。ただ、調査項目の設計にまで踏み込むことは難しいので、まずは、労働関連統計として両統計の違いなどを示していくのではないか。
- ・両統計とも、毎月、アクチュアルに労働市場の実態を捉えるという点で共通しているので、両統計で分かることをアピールするような見せ方の工夫の余地はあると考える。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方（案）に、両統計の比較可能性が向上する観点を加えることについて検討したい。

ウ 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの改正

事務局及び総務省政策統括官室から資料3-1、3-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・労働者の区分等については、根幹の指標なので丁寧に見直しの検討を進めていることは評価できるが、実際の適用に時間がかかり過ぎているという批判を受けないように説明しておくことも重要である。
- ・客観的な基準で労働者の区分等を定義することは評価できるが、処遇を客観的に説明するとはどういう意味か。例えば、地域限定正社員はどう区分されるのか。

→処遇については、呼称にかかわらず、正社員と転勤や残業などの扱いが違っているケースがあるので、そこで区分している。地域限定正社員は、会社側が正社員と同じ扱いとしていけば、正社員となる。今後、雇用契約期間を有期と無期に区分して把握することにより、より客観性が高まると考えている。

- ・個人レベルの賃金の調査としては、賃金構造基本統計調査しかないが、同調査においても、派遣先の事業所では派遣労働者の賃金は把握できない。同一労働同一賃金を考える場合、同じ事業所で直接雇用と間接雇用の賃金を比較することが必要だが、事業所レベルでは間接雇用の把握が困難なため、同一事業所内で直接雇用と間接雇用の労働者の賃金を比較するための方法を工夫する必要がある。
- ・府省横断的にガイドラインに沿って、労働者の区分等の見直しを進めていくことが重要なので、基本的な考え方(案)については、関係府省がガイドラインの適用を検討するのではなく、実際に適用していくことを記載すべきである。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方(案)については、委員から御指摘があったガイドラインの適用の箇所を修正したい。

エ 船員労働統計調査

事務局及び国土交通省から資料4-1、4-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・国土交通省がグラフで示した近年における変動係数の安定化傾向は、船舶ごとの平均賃金の安定化傾向である。船員の賃金を推定することが目的であるならば、船舶ごとの平均賃金の散らばりだけでなく、船舶内の賃金の散らばりもサンプルサイズの算定に当たって考慮すべきではないか。
- 標本設計の見直しについては、現在、調査研究を行っているので、指摘された観点も含めて検討していきたい。
- ・派遣船員が多くなっている中で、現行の調査設計では派遣船員のデータが欠落しており、正確な調査結果とはならないことから見直しが必要となっている。そういう意味で、賃金構造基本統計調査を含めた、他統計との有効な連携、行政記録情報の積極的な活用が必要ではないか。また、一般統計調査化の方向に安易に進むのは適切ではない。このため、基本的な考え方(案)については、「一般統計調査化」の文言を、「他統計との統合、行政記録情報の活用」の後にした方が良いのではないか。
 - ・派遣船員の実態把握については、派遣元を調査することを考えるべきである。また、その際には、派遣船員の派遣先も把握するようにすべきである。
- 派遣船員の実態を把握できていないことから、派遣元へのヒアリングを行ったが実態を把握することが難しい状況である。引き続き検討していきたい。

- ・見直しの方向の根拠が産業構造の転換により、船員業が終息段階であるとすれば、政策的な手当をしなければならないし、きちんと船員労働統計調査で把握する必要があるのではないか。

《座長のまとめ》

→標本設計については、まずは基幹統計としての目的をきちんと整理して、それに応じて現行の船舶を抽出対象とするのか、事業所を抽出対象に切り替えて、賃金構造基本統計調査と同じ調査設計にするかどうかを検討する必要がある。基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があった一般統計調査化の順番の箇所を修正したい。

オ 賃金構造基本統計調査

事務局及び厚生労働省から資料5に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・回収率を考慮した労働者数の推計方法を検討することとしているが、同時に、賃金、労働時間の平均値の偏りについても検証が必要ではないか。
- 賃金、労働時間についても、問題がないか検証したい。
- 非回収がランダムで発生しているならば、ウェイトを調整すれば問題はないが、回収に偏りがある場合、回収率との関係でどのような偏りが生じているか検証することが必要である。
- ・労働者の抽出については、電子的なデータでの報告も可能であるならば、報告者負担の軽減となるよう、抽出された事業所内の全労働者を報告する方法も考えられるのではないか。
- 労働者の抽出については、一部の事業所が実態上全労働者を報告することはあるが、賃金台帳から転記できない職種や学歴などの項目があるため、抽出された事業所の全労働者を対象にすることは難しいのではないか。
- ・雇用形態が多様化している中で、短時間労働者についても学歴を把握する必要があるのではないか。また、学歴区分については、「短大、高専」（専門学校もこの区分に該当）がひとくくりになっているが、専門学校を卒業した者が多くなっていることや他統計では細分化されてされていることから、本調査においても細分化する必要があるのではないか。
- 短時間労働者の学歴については、今後、試験調査を実施して検証したい。学歴区分については、調査票のスペースの関係から増やすことは難しい。
- ・学歴区分については、短大、高専と専門学校は質的にも異なるので専門家の意見を聞いて検討するのが良いのではないか。

《座長のまとめ》

→基本的な考え方（案）について、非標本誤差の検討、抽出された事業所内の全労働

者を調査することの検討、学歴区分の「短大、高専」の細分化の検討をそれぞれ追加する方向で整理したい。

カ 就業構造基本調査

事務局及び総務省統計局から資料6に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・ 基本的な考え方（案）について、「更なるオンライン調査の利用の促進について、平成29年調査の結果を検証し」とあるが、「平成29年度オンライン調査の本格導入の結果を検証し、更なるオンライン調査の促進に向けて」と表現した方が良いのではないか。
- ・ オンライン調査については、個票レベルでオンライン調査で回答した方のフラグが立っているのであれば、回答状況について検証できるのではないか。
→ 個票データにはフラグが立っているため、オンライン調査の回答状況についても検証していきたい。
- ・ 調査の実施に当たっては、現場でのトラブルがないよう調査員に丁寧な指導を行ってほしい。
- ・ 市町村の説明会において、国勢調査で使用した調査区の地図を活用できないかという意見があった。総務省からは、「閲覧は可能だが転用はできない」との回答をいただき納得しているが、事業所系の調査等では調査区地図を作成せずに実施していることから、調査員や職員の手間を考えたとき、そもそも就業構造基本調査において調査区地図は必要なのかという疑問を持った。
→ 事前に地図を作成すると、地図にない世帯が調査から漏れる可能性があるため、就業構造基本調査では、調査員が調査区内を巡回することとしている。
- ・ 現場の声としては、貴重な意見である。地方自治体の事務負担の軽減につながるように、府省横断的な課題として継続して議論すべきではないか。
→ 予算上の制約、地図会社の著作権等の課題があり、難しい課題であることを御理解いただきたい。

《座長のまとめ》

- 基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があったオンラインの箇所を修正したい。

(2) その他

次回の国民生活・社会統計ワーキンググループ会合は、7月21日（金）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>